

「革新的技術推進費」について

平成 20 年 7 月 24 日
科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

1. 「革新的技術推進費」の目的

総合科学技術会議は「革新的技術戦略」（平成 20 年 5 月 19 日総合科学技術会議決定）において、「産業の国際競争力強化」、「健康な社会構築」、「日本と世界の安全保障」を目指し、「革新的技術」を選定した。

また、「資源配分方針」において、「革新的技術」は最重要政策課題の 1 つとして重点化していくべきとされており、各府省は責任を持って「革新的技術」に重点投資していくことが求められている。

しかしながら、各府省の予算は単年度主義の下、例えば年度途中等に機動的に資金を投入することが困難である。

そのため、これら技術の研究開発について、以下の 3 つの状況に対して機動的に資金投入を行う。

- ① 飛躍的な進展があった研究開発について更に一段と高い目標に向かって研究を加速する。
 - ② 国際的なベンチマークに基づき、日本の優位性が危うくなりそうな場合、梃子入れする。
- とともに、
- ③ 現行の「革新的技術」以外についても、技術的ブレークスルーが起きたものについては新たに「革新的技術」に追加して研究開発を加速する。

これらに必要な経費に充てるために、平成 21 年度予算から、科学技術振興費の 1% 規模の「革新的技術推進費」を科学技術振興調整費に創設する。

2. 対象技術の選定

緊急に研究開発の加速を必要とする革新的技術については、目利き機能として整備する「革新的技術推進アドバイザー」※（以下参照）によるベンチマークの情報、研究当事者や関係府省等から必要に応じ実施するヒアリング等を通じて多角的に情報を収集し、科学技術政策担当大臣及び有識者

議員が「1.」に従い選定する。企画提案の公募を実施するのに先立ち、平成21年2月までに、科学技術政策担当大臣及び有識者議員が、これら選定された技術を対象とする「公募の基本方針」を策定する。

平成21年8～10月を目途に第2回選定を行う。なお、緊急に資金投入が必要な場合には技術の選定を随時行う。

※「革新的技術推進費」は来年度発足するため、本年度の「革新的技術推進アドバイザー」に係る経費については、本年度（平成20年度）予算の振興調整費の「機動的対応」を充当。

「革新的技術推進アドバイザー」

（規模）

- ・各技術毎に少なくとも2人を配置し、科学技術分野を俯瞰し得るような者も含め、総勢100名程度とする。

（人選）

- ・技術を割り当てられたアドバイザーは、当該技術に関する幅広くかつ深い知識を有するとともに、関連の国内外の学会等に継続的に出席する等、世界の動向を定常的に把握できる専門家とする。
- ・科学技術分野を俯瞰し得るアドバイザーは、科学技術分野に関する幅広い知識を有し、国内外の最新の動向を定常的に把握できる者とする。
- ・有識者議員は上記要件に基づき、革新的技術推進アドバイザーを選出する。

（業務内容）

- ・革新的技術推進アドバイザーは、国内外の動向調査（関連学会への出席など）及び今後の予測についてレポートをまとめ、科学技術政策担当大臣及び有識者議員に適宜報告する。

（守秘義務等）

- ・革新的技術推進アドバイザーには、その活動内容の全てについて守秘義務を課す。革新的技術推進アドバイザーの構成メンバーについては中立的情報提供を確保するため、公表しないこととする。

3. 研究を実施するチーム及び研究計画の選定

「2.」の「公募の基本方針」に基づき、選定された技術の研究開発を実施するチーム及び当該チームが行う具体的な研究計画（方法、体制等を含

む) について、文部科学省が企画提案の公募を実施する。

応募された提案の中から、実施チーム、研究計画及び交付規模について、科学技術政策担当大臣及び有識者議員が責任をもって決め（複数提案がある場合で、複数提案の一体的推進が適当な場合には、有識者議員が調整）、これに基づき文部科学省が予算を執行する。

第1回として平成21年4月を目途に決定し交付する。

当該「革新的技術推進費」を使用するチームにおいても機動的かつ緊急に研究を行える体制となっていることが必要不可欠であり、この観点から最低限以下の条件を満たすことが必要である。

(条件)

- ① 当該チームが「研究」を実施する高い能力（研究実績）を有するとともに当該チームが属する機関が基盤的な研究設備を有すること。
- ② 当該チームが属する機関に海外を含めて優秀な人材を集約できる制度（特別な賃金体制等）が整備されていること。
- ③ チームリーダーは属する機関の長から独立性を確保しつつ、人事・予算交付に裁量権を持つ体制を構築している又はその具体的な計画を有すること。
- ④ 産学官連携体制を構築している又はその具体的な計画を有すること。

＜以下、複数の研究チームが連携して研究する場合＞

- ⑤ チームリーダーが主体となって、明確な目標（いつまでに何を行うか等）を掲げ、各チームの間でその目標を共有できる体制を構築している又はその具体的な計画を有すること。

4. 「革新的技術推進費」のフォローアップとその効果の検証

科学技術政策担当大臣及び有識者議員は、革新的技術推進費の交付後も、それぞれの革新的技術に関して、各府省の予算により推進されている部分も含め、全体として所期の成果を挙げているかどうか、フォローアップを行う。

その際適宜、研究当事者や関係府省等からの情報に加え、革新的技術推進アドバイザーからの情報を得るものとする。

なお、科学技術政策担当大臣及び有識者議員は、国家戦略としての重点課題を強力に推進する新たな制度としての革新的技術推進費のあり方につ

